



第三次・担い手3法について

（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）



持続可能な建設業の実現と、そのために必要な担い手の確保を図ることを目的として、品確法・建設業法・入契法の3法を一体的に改正する「第三次・担い手3法」が令和6年6月に公布されました。

改正の背景

建設業は、社会資本の整備・管理の主体であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。

しかしながら、厳しい就労条件を背景に、依然として就業者の減少が著しく、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、現場の担い手の確保に向けた対策を強化することが急務です。

改正の概要

改正品確法は令和6年6月に施行され、建設業法・入契法の改正規定は令和6年9月、令和6年12月、令和7年12月の3段階にわたって施行されます（令和7年12月に全面施行）。法改正を踏まえた適切な対応をお願いいたします。

第三次・担い手3法では、「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力強化」という三つの視点から、法規制の強化を含めた環境整備や各種施策の取組支援を加速化する措置が講じられています。

改正のポイント（建設業法）

- 処遇改善（労務費の確保と行き渡り）
→ 著しく低い労務費等による見積り提出（受注者）や見積り変更依頼（注文者）が禁止されます。（令和7年12月～）
- 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止
→ 資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」が契約書の法定記載事項となります。また、受注者には、資材高騰の「おそれ情報」を注文者に通知する義務が、注文者には誠実に変更協議に応じる努力義務が課せられます。（令和6年12月～）
- 働き方改革と生産性向上
→ 工期ダンピング対策が強化されるほか、現場技術者の専任義務が合理化されます。（令和6年12月～）

お問い合わせ先

お問い合わせ・相談は、大分県土木建築部 土木建築企画課 建設業指導班
（TEL：097-506-4516）までお願いします。

[詳細はこちら（大分県HP）](#) →

